

平成29年

第2回市議会定例会 議案第4号

函館市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施
に必要な基準を定める条例の一部改正について

函館市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に必要な
基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年6月1日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施
に必要な基準を定める条例の一部を改正する条例

函館市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に必要な
基準を定める条例（平成27年函館市条例第28号）の一部を次のよう
に改正する。

第4条第1項第3号中「第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者であつて、当該研修または同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに主任介護支援専門員更新研修を修了したもの」を「第140条の66第1項第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員（介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第48号）附則第2条の規定により同号イ（3）に規定する主任介護支援専門員に該当することとなる者を含む。）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（函館市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に必要な基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

2 函館市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に必要な基準を定める条例の一部を改正する条例（平成29年函館市条例第

19号)の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。

(提案理由)

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、地域包括支援センターにおける主任介護支援専門員の配置基準に関する規定を整備するため